

商 品 名 < 愛 称 >	「 まごころ定期預金 」
------------------	--------------

販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ・ 児童扶養手当、福祉手当等の受給者 ・ 該当になる年金および手当の種類については、窓口でご確認下さい。 ・ ご利用の際は、確認のため年金証書等をご提示いただきます。 ・ 基礎年金番号が記載された新しい年金証書によるお預入の場合は、あわせて旧証書をご提示いただくことがあります。
取 扱 期 間	・ 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
期 間	・ 1 年（自動継続の取扱いはできません。）
預 入 れ (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 100 円以上 300 万円以内 ※ ただし、お一人 1 店舗限りとします。 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入金額に応じた預入時のスーパー定期 1 年ものの店頭表示の利率に 0.30%を加えた利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 ※ なお、市場の金利動向により適用金利が変更となる場合や本定期預金の取扱いが中止となる場合があります。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。） ※ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ マル優のお取り扱いができます。（マル優とは、遺族年金を受給されている方や、身体障害者手帳をお持ちの方などがご利用いただける「少額非課税制度」です。） ※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	—

<p>中途解約時の 取 扱 い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表「定期預金の中途解約利率一覧」の1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
<p>金利情報の 入 手 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は、窓口へご照会ください。
<p>預金保険制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。定額保護の対象となります。 ・詳しくは店頭へ預金保険制度についてのパンフレットをご用意しておりますので、窓口までお申し出ください。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は規定により、当金庫に預金保険法に定める保険事故が発生した場合、お客さまからのお申し出により当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。 ・当金庫に年金振込を指定された方は、「さわやかクラブ」会員として「しんきん健康サポートプラン」や「誕生日プレゼント」等のサービスを受けることができます。 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。

平成 29 年 10 月 1 日 現在

2 / 2